

**アラブ首長国連邦(UAE)の取締役義務規程
および
DIFC 裁判所の司法領域**

2012年5月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所Herbert Smith Freehills LLP Dubaiより提供を受けた「中東エクスチェンジ・ニュースレター2012年6月号」に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107 - 6006
東京都港区赤坂1-12-32
Tel:03-3582-5017

JETRO

本報告書作成委託先：
Herbert Smith LLP Dubai

Dubai International Financial Centre
Gate Village 7, Level 4
P.O. Box 506631
Dubai, UAE
Tel: +971-4-428-6300
Fax: +971-4-365-3171



HERBERT
SMITH
FREEHILLS

本号の中東エクステンションでは、会社法改正法案において提案されている、アラブ首長国連合（「UAE」）の取締役の義務に対する変更について重点的に取り上げる。また、ドバイにおける 裁判判決および仲裁判断の執行についても、興味深い進展があった。

- UAEにおける取締役の義務の見直し
- 判決および仲裁判断の執行をめぐる新展開
- 海外外向 – UAEまたはドバイ国際金融センター（DIFC : Dubai International Financial Centre）にて勤務する従業員が英国の労働法上の請求を提起できる場合とは

UAEにおける取締役の義務の見直し

UAE政府は、2011年11月に、UAE内閣が新会社法の法案を承認したことを発表している。新会社法には、UAEの会社におけるコーポレート・ガバナンスの改善をはじめ、複数の目的があるとされている。

当事務所が取締役の義務について2010年10月に発行した中東エクステンションでは、UAEの会社の取締役の義務を重点的に取り上げた。世界的な経済危機の帰結の一つとして、財政難に陥った会社の株主はこれらの会社の役員の実態に注目し始め、これらの取締役が期待された能力をもって適切に会社を運営していたのかという点について検証を始めた。

UAEの会社の取締役に要求される水準は、改正法案ではより明確となっているのか、また、取締役は自らの行為について、以前より重い責任を負わされるのか。

義務に関する一般的規定

現行のUAE会社法（1984年連邦法第8号）には、取締役の義務について明確な規定がない。このことから、取締役に果たすべき義務または要求される水準はなく、また民法上の責任に問われるべき義務もないとの結論に至る者もいた。

新会社法の法案は、すべての会社形態についてこの見方を是正している。第21条には業務執行者としての役割を果たす個人に要求される基本的な水準や義務が盛り込まれている。

会社経営に関する権限を付与された者は、会社の権利を守り、会社の利益のために誠実かつ忠実にその職務を遂行しなければならない。これに該当する者は、会社の目的、およびこの点について会社よりその者に与えられた権限に従って、すべての行為を行わなければならない。

この規定には複数の特徴がある。

会社の権利を守る義務 – 換言すれば、業務執行者には、会社の権利を保護または防御することが求められている。これは、ほとんどの状況において、会社の

利益のために行為することと合致するが、ときに取締役はさまざまな利益やメリットを得るために権利の放棄を決定することもできる。例えば、会社として、コストや時間のかかる訴訟を避けられるという利益のために、請求額より少ない金額の受領を内容とする和解契約を締結することが考えられる。裁判所がこの規定をどのように解釈するかは、興味深いところである。

会社のために誠実かつ忠実に職務を遂行する義務 - 現行法には（法案でも存続している第111条において）業務執行者の会社との関わりについて黙示の誠実義務が盛り込まれている。忠実に職務を遂行する義務には、利益相反の回避や会社と競合避止義務など取締役に忠実を求める意図があると推測される。利益相反取引の報告義務と競合避止義務はすでに会社法に存在しており、これらの規定は新法案にも引き継がれている。

能力外の行為を行わない義務 - 業務執行者は定款で特定された会社の目的に従い、かつ自身に与えられた権限内で行為しなければならない。この点についてもやはり、新法案において引き継がれている現行第111条にこれと類似の黙示の義務がある。

この新しい規定の背後にあるこれらの概念は、UAE法では決して目新しいものではなく（通常他の多くの法域においても見られるものであるが）、明確かつ積極的に規定されることにより、業務執行者は自分に何が期待されているのかを認識することができる。一方、これらの主要な義務を誰に対して負うのか—会社に対してか、株主に対してか、あるいはその両方に対してか—については、法案中のこの規定では明確になっていない。

表見的権限

2010年10月号でも取り上げたとおり、UAE法は、有限責任会社（「LLC」）に関して、表権代表または表見代理の概念（会社は、取締役があたかも取締役として行為しているかのように見せかけて合意した債務には拘束されるという意味）を認めていない。業務執行者が契約締結にかかる適切な権限を与えられていない場合、UAEのLLCは契約を否認することができるため、業務執行者が個人として責任を負う可能性がある。これは、UAEにおいて書類に署名するにあたり、具体的な委任状が重要となることを示す理由の一つある。

新法案はすべての会社形態についてこのような立場に変更を加えている。ここでは、契約上の義務の履行を拒否する会社から第三者および業務執行者を保護する制度を新設している。第24条は、「業務執行者の行為が、会社と同じ種類の事業を行う会社において同様の地位にある者が通常有する権限の範囲内である」場合、会社は契約上の責任を有さないむね主張することができない、と規定している。この保護規定に依拠する第三者は、善意で行為していなければならないため、（会社と有する関係に基づいて）業務執行者が適切に権限を与えられていなかったことを知っていたか、または知ることができた場合には、この規定による保護を失う。

表見的権限は、会社の業務執行者に対してのみ付与され、業務執行者が自己

の権限を委任した者には与えられていない模様である。これは、会社の取締役として選任されているか否かにかかわらず、適切に権限を付与された者であれば誰に対してでも適用される、との見方が実務上採用されない限り、大会社の事務にとっての価値は限られているかもしれない。また、個人がそのような種類の事業における通常の職務の過程で行為をしているか否かについても、解釈に委ねられている。このことから、各事業体がこの規定による保護を受け入れるまでには暫く時間を要するものと思われ、当面は具体的な委任状の取得が一般的な実務であり続けるであろう、と考えられる。

公開型株式会社の利益を害する行為に対する、規制上新設された株主の救済

現行会社法上では、会社は株主が全体として被った損害について、取締役全員に対して訴訟を提起できることが明らかになっている。さらに、会社が訴訟を提起しない場合、取締役会の行為によって損害を被った株主は、個人株主として取締役に対する訴訟を提起することができる。これらの規定は新法案においても引き継がれている。また、現行会社法の第111条は、取締役が詐欺、権限濫用、会社の定款違反または経営判断の誤りにつき会社、株主および第三者に対して責任を負う可能性があるとして規定している。これらの規定は、UAEの株式会社のみならず、LLCにも適用される。UAE政府は、法案の第168条において、公開型株式会社（「PJSC」）の株主のための救済を追加している。本条は、会社への出資比率の合計が5%以上となる一人または複数の株主が、次の場合に、UAE証券・商品委員会（ESCA：Emirates Securities and Commodities Authority）に対して苦情を申し立てる権利を認めている。

- 会社の業務が一部または全員の株主に損害を与えるような態様で執行されているか、または執行されていたとき。
- 会社が、作為または不作為により、株主において損害を生じさせる可能性のある行為をする意向であるとき。

ESCAにおいて、申立てが本条で定められている理由によって正当化されると同意した場合、ESCAは当該行為を無効にする裁判所命令か、また不作為が問題となっている場合は特定履行を命じる裁判所命令を求めることができる。これは、その他の種類の法的手段とは異なり、個人的な損害にかかる民事訴訟よりもむしろ、株主が自身の立場を守るために直接告訴するための規制上の手続である。ただし、UAEの裁判所が多額の訴訟費用負担を認めることは稀であるため、ESCAから申し立てがあった場合には誰が訴訟費用を負担するのかという点については、明らかになっていない。

PJSCのコーポレート・ガバナンスは、一般的には別の形態の会社よりも広範囲に及ぶものであり、法案もこの点についてESCAによる追加規制を認めている。現在、上場PJSCについては、取締役の義務の明示を含め、より多くの規制がある。

取締役の責任にかかる補償 — 排除？

多くの法域では、取締役が、自身を任用している会社に対して、訴訟での防

御にかかる費用と支払いを命じられた損害賠償額についての金銭的な保護を求めることが一般的となっている。例えば、イングランド会社法では、取締役は（株主を含め）第三者による損害賠償請求について全額填補を受けるために、会社から補償を求める権利がある（ただし、会社自身が取締役に対して申し立てた損害賠償請求の賠償額やその防御にかかる費用、または刑法もしくは規制法上の手続により課せられた罰金については、補償の適用はない）。

新法案の第23条には、会社が現役の役員または元役員として負う個人の責任を免除することを承認する定款の規定を無効とする条項がある。これは新しい規定であり、文言を見る限りはかなり大まかな表現が用いられている。補償が（補填ではなく）責任の免除とみなされるか否かについてはいまだ明らかになっていない。責任の免除とみなされるのであれば、海外を拠点として、これは一人以上のUAEの業務執行者と共に業務執行者会の一員となっているUAEのLLCの取締役にとって懸念材料になるであろう。これらの外国人の業務執行者は通常、特定の留保された事項以外の、会社の日々の経営については、ほとんど掌握していない。会社がそのような個人を第三者による民事上の請求やその防御にかかる弁護士費用から保護することはできないということになれば、会社としては、会社役員賠償責任保険に依存する度合いが高くなる可能性がある。

判決および仲裁判断の執行をめぐる新展開

ドバイとDIFCでは、最近裁判所の判決および仲裁判断の執行に関して、三つの法的な展開があった。

仲裁の選択およびDIFC裁判管轄にかかるDIFC裁判所の新判決

DIFC裁判所では、*Injazat Capital Limited and Injazat Technology Fund BSC v Denton Wilde Sapte & Co.*事件の判決において、仲裁条項の有効性およびDIFC裁判所の管轄に関する重要な判断が下された。

InjazatとDenton Wilde Sapte（「DWS」）は、紛争をロンドンのLCIA仲裁に付託することを認める契約を締結した。InjazatがDIFC裁判所にてDWSに対する訴えを提起したところ、DWSは当該請求は仲裁にて審理されるべきであるという理由に基づき、当該訴訟の却下または停止を申し立てた。DIFC裁判所はこの申し立てを退け、その際にDIFC裁判所が訴訟事件を審理する管轄権を有する場合には、DIFCを仲裁地としていない限り、同裁判所としては当該事件を却下または仲裁のために停止する権限はない、と判断した。当事者が（ロンドンなど）他の地における仲裁に同意していた場合、訴訟は継続されるべきである、とした。

DIFC裁判所はさらに、仲裁条項の有効性についても見解を示した。同裁判所は、仮にその判断に誤りがあって、DIFC以外の仲裁地における仲裁のために訴訟を停止できたとしても、仲裁条項がUAE法で法的効力を有するためには両当事者による署名が必要であり、本件では仲裁条項が一方当事者の標準契約条件に定められていたため、本件につき訴訟を停止することはない、と述べた。最

後に、DIFC裁判所は、書面中の「ドバイの裁判所」への言及について、ドバイの裁判所およびDIFC裁判所間の管轄に関する協定書（およびDIFC裁判所管轄にかかる2011年ドバイ法第16号）が適用される場合には、DIFC裁判所も管轄権を有するため、同裁判所を含むと解釈されるべきであると判断している。この点につき、DIFC第一審裁判所は*National Bonds*事件における、同裁判所による過去の判決に従った（中東エクステンション2011年4月号）。

この判決からは、次の実務上の留意点を汲み取ることができる。

- DIFC裁判所が将来の紛争につき管轄権を有する可能性がある場合、当事者はDIFCを仲裁地とする仲裁について前向きに検討するべきであろう。なぜなら、その他の選択をした場合、DIFC裁判所が並行する手続を停止しない可能性があるからである。最近のDIFC裁判所の判決（*Corinth Pipeworks*事件の控訴審裁判はDIFC裁判所が管轄権を有するケースを大幅に拡大している。当事務所発行の中東エクステンション2012年2月号では、DIFC裁判所の拡大しつつある管轄権について取り上げている。上記判決と併せて考えると、DIFCを仲裁地とする仲裁は、競合する請求への対応にかかる費用を避けるための裁判外紛争解決手続きとして、ますます有力となることであろう。
- (DIFCではなく) ドバイ首長国の裁判所を明示的に選択したい場合には、この点について「ドバイの裁判所 (DIFC外)」など、文言をかなり明確にしておく必要がある。
- 相手方当事者に対しては、たとえUAE法に準拠する標準契約条件への相互参照があったとしても、独自に規定された仲裁条項につき承認と同意を求めることを検討しよう。

ドバイ控訴裁判所はニューヨーク条約に基づき、ドバイにおける執行判決を支持

ドバイ控訴裁判所は、ドバイ第一審裁判所がイングランドを仲裁地とするLCIA仲裁判断を執行する執行決定を下したことに對する控訴を棄却している。控訴裁判所は、外国仲裁判断の承認および執行に関する国連条約（「ニューヨーク条約」）に基づき、裁判所が以下のいずれかが立証できた場合を除き、仲裁判断の承認および執行を拒否できないことを強調した。

- 契約当事者が何らかの形で契約を締結する能力を欠いていた場合、または、
- 当事者が選択した準拠法に基づいて契約書が無効である場合。

上記は、本件において執行をしないことに對する反論として主張されたものであり、これらの主張のいずれもニューヨーク条約上の公序良俗の例外には基づいていない。もっとも、これによりドバイの裁判所が国際仲裁判断の執行について前向きであることが確認されたのは、歓迎すべきであろう。

DIFC外でのDIFC判決の執行にかかるDIFC裁判所白書

DIFC裁判所は、ドバイ、UAEのその他の首長国および海外におけるDIFC裁

判所の判決およびDIFC-LCIAの仲裁判断の執行を取り上げた白書を発行した。DIFC 裁判所は、特にDIFCによる判決の海外執行の例など、この白書に関するコメントを 募集している。

この白書では、UAEのその他の地域および海外における執行については、DIFC裁判所およびドバイの裁判所との間の執行協定に基づき、まずはドバイの裁判所に執行決定の申し立てを行うことにより執行を求めることが得策であろうという点が指摘されている。なぜなら、DIFC裁判所としては、一部の法域においてはDIFCをドバイの法制度の一部として認めるのには時間がかかるであろう、との認識があるからである。とりわけ、現地の裁判所が大陸法および／またはシャリーア法の原則に基いて機能しており、DIFC裁判所が英米法の原則に基づいて機能していることについてあまり馴染みがない可能性がある場合に、問題となり得る。なお、白書は、DIFC裁判所の判決を本案について再審理することなく執行することを可能にしている中東全域を対象とする執行条約として、リヤド条約とGCC協定の存在についても言及している。UAEがこれらの協定を批准したことは、DIFCにも恩恵をもたらしている。

海外出向 – UAEまたはDIFCにて勤務する従業員が英国の雇用法に基づいて請求を申し立てることができる場合とは

UAEの経済が発展し多様化するにつれて、同国における事業展開に興味をもつ多国籍企業が増加している。これらの企業は、「本国」からの出向という形で、従業員を連れて来ることが多いが、このような関係におけるクロス・ボーダー雇用としての側面は、特に雇用紛争が生じたときなど、しばしば困難な問題を引き起こす。

英国の雇用法とのつながりが考えられる場合、会社が海外出向を管理するにあたり直面する法的・実務的問題については、最近の電子速報（[こちら](#)（英文のみ））をご覧願いたい。

<http://www.herbertsmith.com/NR/rdonlyres/8B7D9D47-6C0F-43C8-9A14-81636E57A489/0/EmploymentbulletinInternationalsecondmentsbriefing.htm>

（報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所: Herbert Smith Freehills LLP Dubai）